

電話関連設備 一式 売買保守契約 総合評価基準

令和 6 年 12 月

国立循環器病研究センター

本資料は、国立循環器病研究センター（以下「当センター」という）が調達する電話関連設備一式 売買保守契約調達に係る入札の評価に関する基準について述べるものである。

1. 性能・機能及び技術等の評価方法

調達物品の性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の評価は当センターが作成する「電話関連設備一式 売買保守契約仕様書」（以下「仕様書」という）及び「評価項目得点配分基準」（以下「評価基準」という）に基づき以下の通り評価を行う。なお、「仕様書」及び「評価基準」に記載されていない性能等は評価の対象としない。

また、「仕様書」及び「評価基準」に記載されていない性能であっても、入札製品の性能等が当センターの必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味の無いものは、評価の対象としないことがある。

（１）「評価基準」に記載する必須の評価項目に係る性能等について、「仕様書」に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには「評価基準」に基づき基礎点を与え、更に、これを越える部分に対し、評価に応じ、「評価基準」に示す加点を点数の範囲内で得点を与える。

（２）「評価基準」に記載する必須以外の評価項目に係る性能等について、「仕様書」に記載する必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには「評価基準」に基づき評価に応じて加点を与える。

（３）「仕様書」に記載する性能等の要求要件（以下「技術的要件」という）を満たしているか否かの判定及び「評価基準」に基づき付与する得点の判定は、当センター技術審査委員会において、入札製品に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行なう。

2. 総合評価の方法及び落札者の決定について

（１）入札価格及び性能等の総合価格は、次の各要件に該当する入札者のうち、前記１の性能等の評価方法により得られた各評価項目の得点の合計点数を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行い、当該数値の最も高いものを落札者とする。

１）予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した入札者であること。

２）入札製品の性能等が「仕様書」で指定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている入札製品を提案した入札者であること。

（２）上記数値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しないもの又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に係りの無い職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。